

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年3月17日 12時10分ごろ
発生場所	北海道 <small>らうす</small> 羅臼町 <small>かすが</small> 春日町南東方沖 於 <small>おたずねまっぶ</small> 尋麻布港東防波堤灯台から真方位198° 1.2海里付近 (概位 北緯43° 56.4′ 東経145° 07.9′)
事故の概要	漁船 <small>いわ</small> 岩丸は、北北東進中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年3月22日、主管調査官（函館事務所）を指名。 原因関係者からの意見聴取手続は、本人がその後に死亡したため、行わなかった。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 岩丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-123631（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3（最大瞬間風速毎秒約15m）、視界 良好 海象：波高 約1.0m、水温 約2℃ 羅臼町には、令和3年3月17日04時18分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、海岸付近でうにたも網漁の操業を終え、羅臼町於尋麻布漁港（出航地）に向けて帰航を開始した後、海岸を左舷に見ながら北北東進していた。</p> <p>僚船の船長は、本船の船尾後方100m付近で同じ針路を全速力で航行していたところ、本船が左転して船首を海岸に向けたのを認めた後に見失った。</p> <p>僚船の船長は、違和感を覚えながら北北東進を続けていたところ、転覆した本船及び付近に落水した船長を発見し、直ちに船長を救助するとともに別の僚船に救援を求め、自身が所属する船団長に本事故の発生を連絡した後、本船の出航地に向かった。</p> <p>本船は、船団長の指示により別の僚船の船長等によって引き揚げられた後、えい航されて出航地に到着した。</p> <p>本船及び僚船は、磯船（磯物をとるための小船）で、全速力で航行すると船首部分が持ち上がった滑走状態になるとともに、船尾部の乾舷高さが約0.25mとなった。また、僚船の船長は、強風が吹くと船首部が揺さぶられて針路が定まらない傾向が強いと感じていた。</p> <p>各船団長は、出漁した07時ごろの風力が1～2程度であったもの</p>

	<p>の昼ごろから強く吹くことが予測されたので、早めに帰港することを各船に指示しており、僚船の大半が既に帰港していた。</p> <p>僚船の船長は、本船が船外機のチラーハンドルを握って中腰又は立って操船するタイプで、船長が何らかの原因で姿勢を崩した際、無意識にチラーハンドルを操作してしまい、本船が左舷方に急旋回するとともに風にあおられ、転覆したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、漁業協同組合の担当者による情報収集が行われた際、波が少し出てきたので船外機の出力を下げようとして、気が付くと海面に浮いていたと説明していた。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣等を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、強風注意報が発令され、船団長が早めに帰港することを指示している状況下、船長が、帰港中に波が少し出てきた際、船外機の出力を下げようとしたことにより、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、船外機の出力を下げようとしたものと考えられるが、気が付くと海面に浮いていたことから、どのようにして転覆したかは明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、強風注意報が発令され、船団長が早めに帰港することを指示している状況下、船長が、帰港中に波が少し出てきた際、船外機の出力を下げようとしたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磯船の船長は、航行中に風波の影響を受けていると感じた際、針路の変更や減速などを行い、操船姿勢を低くして慎重に航行すること。